# 調査の概要

#### 1 調査の沿革

1950年世界農業センサス以降、国際条約に基づく世界農林業センサス(1960年からは、林業センサスも同時実施。)を10年ごとに行うとともに、その中間年には、我が国独自の農業センサスを実施してきた。

今回の調査は、2005 年農林業センサス(以下「前回」という。)を踏襲する中で、我が国の農林業・農山村を取り巻く情勢の変化及び農林業施策の動向に対応するとともに、個人情報保護意識の高まりなど調査環境の変化を踏まえ、これに対応し、円滑かつ効率的に調査を実施できるよう調査方法、調査項目等の改善・見直しを行ったものである。

今回は、農業で13回目、林業で7回目の調査となった。

#### <調査項目等の改善・見直し>

#### (1) 調査方法の見直し

全国統一時点の調査結果とするため、これまで調査期日を12月1日現在調査としていた沖縄県もその他の都道府県同様の2月1日現在とし、北海道用、都道府県用、沖縄県用に分かれていた調査票を統一し、1種類の調査票とした。

- (2) 調査項目等の改善・見直し
  - 調査対象者や調査員による調査票の記入や審査の負担軽減を図るため、調査結果の利活用 状況等を踏まえて、全数調査として把握する必要性が低い調査項目や他の統計調査等で把 握可能な調査項目については簡素化・廃止し、農林業の基本構造の把握に一層重点化した。
  - ・簡素化した主な項目

家族の氏名の記入を取りやめ

販売金額等の把握方法の簡素化

作付面積等の把握方法の簡素化 など

・新設・追加した主な項目

農業以外の業種から農業への資本金、出資金の提供状況

農産物の輸出の取組状況

林業の担い手確保や間伐作業の状況など

#### 2 調査の目的

地域の農林業の実態とその変化を明らかにするとともに、農林業に関する諸施策に必要な基礎的な統計資料を整備する。

## 3 根拠法規

統計法(平成 19 年法律第 53 号)、統計法施行令(平成 20 年政令第 334 号)及び農林業センサス規則(昭和 44 年農林省令第 39 号)に基づいて実施した。

#### 4 調査期日

調査は、平成22年2月1日現在で実施した。

#### 5 調査体系

すべての農林業経営体(個人、組織、法人)を対象に、農林水産省ー県一市区町村ー指導員 一調査員の系統で調査した。

### 6 調査対象ー農林業経営体の定義

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林作業を行い、生産又は作業にかかる面積・頭数が次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が30アール以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が一定規模以上の農業

| ① 露地野菜作付面積    | 15 a               |
|---------------|--------------------|
| ② 施設野菜栽培面積    | 350 m <sup>2</sup> |
| ③ 果樹栽培面積      | 10 a               |
| ④ 露地花き栽培面積    | 10 a               |
| ⑤ 施設花き栽培面積    | 250 m²             |
| ⑥ 搾乳牛飼養頭数     | 1頭                 |
| ⑦ 肥育牛飼養頭数     | 1頭                 |
| ⑧ 豚飼養頭数       | 15頭                |
| ⑨ 採卵鶏飼養羽数     | 150 翌              |
| ⑩ ブロイラー年間出荷羽数 | 1.000 RK           |

- ⑪ その他調査期日前1年間における農産物総販売額50万円に相当する事業の規模
- (3) 権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林(以下「保有山林」という。)の面積が3ヘクタール以上の規模の林業(育林又は伐採を適切に実施する者に限る。)
- (4) 農作業の受託の事業
- (5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産事業